

児童発達支援

※保育士等	基本報酬	830
※保育士等	児童指導員等加配加算	209
	児童指導員等加配加算	209
	合計	1248

児童発達支援（営業日：週5日）

基本報酬	885
児童指導員等加配加算	187
専門的支援加算	187
合計	1259

作業療法士等（5年以上経験のある保育士も可）  
※5年以上経験児童指導員でも123

どの程度、市に認めてもらえるか

以下、個別加算

個別サポート加算Ⅰ	100	指標該当児判定スコアで一定要件に該当
個別サポート加算Ⅱ	125	児相・要対協対象児童
強度行動障害児支援加算	155	

算定要件①連携先機関等（児相、要対協、意思等）と連携して支援を行うこと

※年1回以上行い、記録を文書保管

算定要件②保護者の同意（支援内容や課題、関係機関と情報共有を行うことについて）を得ること

※この保護者の同意をどう得るかがこの加算のポイント